

環境マネジメントシステムに係る相互環境監査に関する覚書

府中市、昭島市、調布市及び日野市（以下「4市」という。）は、広域的な連携の下、多摩地域における環境負荷低減を推進し、環境マネジメントシステムに係る環境監査を自治体間で協働して相互に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、4市が各市の環境マネジメントシステムの透明性と信頼性を高めるため相互に行う環境監査（以下「相互環境監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置付け）

第2条 相互環境監査は、相互環境監査を受ける市（以下「被監査市」という。）の環境マネジメントシステムに基づき実施する。

（監査員の派遣）

第3条 相互環境監査のために、被監査市から監査員の派遣を求められた市は、これに応じ、職員を監査員として派遣するものとする。

2 前項による監査員の派遣に要する経費は、派遣する市の負担とする。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書を締結した日から当該覚書を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の3か月前までに4市のいずれからも異議の申出がないときには、この期間は翌年度末まで延長するものとし、その後において期間満了したときもまた同様とする。

（定めのない事項の処理）

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、4市で協議して定めるものとする。

上記の覚書の締結を証するため、この覚書4通を作成し、4市記名押印のうえ、各1通を保持する。

平成26年9月1日

府中市宮西町2丁目24番地

府中市長 高野 律 雄

昭島市田中町1丁目17番1号

昭島市長 北川 穰 一

調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長友 貴 樹

日野市神明1丁目12番地の1

日野市長 大坪 冬彦